

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

北海道知事 鈴木 直道

令和3年2月18日

1 業務概要

- (1) 事業名 衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙啓発事業
- (2) 事業目的 衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙を公正で意義あるものとするため、有権者が選挙のルールを守り、進んで投票に参加するような効果的な啓発事業を展開する。
- (3) 事業内容 紙媒体、啓発物品等による啓発事業の企画・準備・制作等
- (4) 履行期限 衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙投票日

2 参加資格及び評価項目

- (1) 企画提案書の提出者に要求する資格
 - ① 札幌市内に本社又は支社(支店及び営業所を含む。)を有する法人であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - ウ 消費税及び地方消費税
 - ⑤ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ 暴力団関係事業者等でないこと
- (2) 評価項目
 - ① 企画内容
 - ・ コンセプトが明確であること
 - ・ デザイン等が見やすく、わかりやすいこと
 - ・ インパクトがあり、アピール性が高いこと
 - ・ 投票意欲を高めるような創意工夫があること
 - ② 情報周知
 - ・ 有権者に広く周知が図られるような啓発媒体を用いていること
 - ・ 投票日、期日前投票制度等の周知が図られていること
 - ・ 表現が適切であること(特定の候補者及び政党等を類推させる表現は不可)

③ 実施計画

- ・ 啓発の効率性が図られていること
- ・ スケジュールが明記され、確実に実行できる計画であること

3 手続等

(1) 担当部課

北海道選挙管理委員会事務局 [啓発班]

(北海道総合政策部地域行政局市町村課財政係)

[住所] 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

[電話] 011-204-5155 (直通)

(2) 「衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙啓発事業に係る公募型プロポーザル

実施説明書」(以下「実施説明書」という。)の交付期間及び交付場所

- ・ 交付期間 令和3年2月18日(木)から2月26日(金)までとする。
(土日、祝日を除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)
- ・ 交付場所 上記(1)で示した場所
なお、北海道のホームページからダウンロードも可能。

(3) 参加表明書の提出

- ・ 提出期限 令和3年3月1日(月)午後5時(必着)
- ・ 提出場所 上記(1)で示した場所
- ・ 提出方法 持参又は郵送による。

※ 所定の事項が掲載されていない場合や、所定の資料が添付されていない場合は受理できませんので、御留意願います。

(4) 企画提案書の提出

- ・ 提出期限 令和3年3月15日(月)午後5時(必着)
- ・ 提出場所 上記(1)で示した場所
- ・ 提出方法 持参又は郵送による。

4 その他

(1) 契約書作成の要否

「要」

(2) 関連情報を入手するための照会先

3(1)に同じ。

(3) このプロポーザル及び契約は、手続の停止等が有り得る。

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) 詳細は、実施説明書のとおり。